

35 (Gno.90) パブリシティ権に関する日米比較研究

代表：佐藤 恵太

2021 年度開始

【研究の目的】

日本のピンクレディ最高裁判決によって確立されたパブリシティ権制度の運用について、同権利について長い経験を有するアメリカ合衆国の主要州法（カリフォルニア、ニューヨーク等）と比較しつつ、同権利の適用範囲、要件・効果等に関する解釈論の提案をしていく。